

令和7年度 台湾向け外国人観光客認知度向上事業委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和7年度 台湾向け外国人観光客認知度向上事業委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

企画提案書及びプレゼンテーションによる審査は、次の項目をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度 台湾向け外国人観光客認知度向上事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 企画コンセプト、現状の把握	(30点)
(2) 全体統括の内容	(30点)
(3) プロモーションの内容	(100点)
(4) 業務遂行能力	(30点)
(5) 見積経費	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された書類に基づき、審査委員会を開催します。

- (1) 日時：令和7年3月28日（金）（予定）
- (2) 場所：オンラインによる実施を予定

※詳細な日時やプレゼンテーションの順番は、参加資格要件の確認結果に基づき、該当者に別途お知らせします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、別紙審査基準に基づき、提出された書類に対する審査と併せて企画提案書をもとに、プレゼンテーションを実施いただきます。
- (2) プレゼンテーションの時間は1事業者当たり20分（予定）とし、資料等の追加は認めません。また、プレゼンテーションはWEB会議ツールZoomを用いる予定ですが、画面共有機能の使用も認めませんので、ご注意ください。
- (3) 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員等からの質疑の時間（30分を予定）を設けます。
- (4) 審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (5) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (6) 上記（4）、（5）にかかわらず、総合得点が60%未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配 点
(1) 企画コンセプト、現状の把握	・ 提案書の企画コンセプトは明確かつ本事業の目的と合致しているか。 ・ 国際観光分野での高知県の現状が把握できているか。 ・ 台湾市場の特徴を把握し、ポイントを押さえた提案内容となっているか。	3 0
(2) 全体統括の内容	・ 統括責任者は、インバウンド誘客における十分な実績や台湾における繋がりを持っているか。 ・ 統括責任者として、各業務における役割が十分に果たせるか。	3 0
(3) プロモーションの内容	・ 旅行会社と連携したプロモーションについて、効果的な情報発信につながる企画がその役割分担とともに提案されており、また当該事業者が関わることにより十分な効果が見込まれるか。 ・ ランタンフェスティバル出展について、効果的なプロモーション企画が提案されているか。 ・ 上記の他、本事業の目的に資する効果的な情報発信につながる企画が、具体的に提案されているか。 ・ 各項目で設定した目標値に対して、その達成手法が明確に提案されているか。	1 0 0
(4) 業務遂行能力 (実施体制・スケジュール)	・ 事業全体を把握し、高知県や関係者とのやりとりが円滑にできるような人員配置がなされているか。 ・ 業務の遂行にあたり、進捗管理が十分に行える体制となっているか。 ・ ネイティブチェック体制は適切か。	3 0
(5) 見積経費	・ 事業執行が可能な金額であるか。 ・ 効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。	1 0
合計		2 0 0